第四十八条の表第五十条の項	及び総合法律支援法	、総合法律支援法（旧震災特例法附則第三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び旧震災特例法
第四十八条の表第五十条の四第六項の項	総合法律支援法（同法第四十八条において準用するこの法律の規定を含む。）	総合法律支援法（同法第四十八条において準用するこの法律の規定を含む。）、旧震災特例法
第四十八条の表第六十四条第一項の項	総合法律支援法（同法第四十八条において準用するこの法律の規定を含む。）	総合法律支援法（同法第四十八条において準用するこの法律の規定を含む。）及び旧震災特例法
第四十九条第一号	又は第四十七条の四第一項	若しくは第四十七条の四第一項又は旧震災特例法第四条第一項若しくは第二項
第五十四条第一項第一号	この法律	この法律（旧震災特例法附則第三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、旧震災特例法
第五十四条第一項第四号	若しくは第五項	、同条第五項（旧震災特例法附則第三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五十四条第一項第五号	業務以外	業務及び東日本大震災法律援助事業以外
第五十四条第一項第八号	第四十二条の二第二項	第四十二条の二第二項（旧震災特例法附則第三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

附則第三条第三項中「並びに第五条（同条の表第十九条第二項第二号の項、第四十九条第一号の項及び第五十四条第一号の項に係る部分に限る。）」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合における総合法律支援法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第三条第三項に次の表を加える。

第十九条第二項第二号	この法律	この法律又は旧東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（平成二十四年法律第六号）附則第三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法（以下「旧震災特例法」という。）
第二十三条第五項	この法律	この法律、旧震災特例法
第四十九条第一号	又は第四十七条の四第一項	若しくは第四十七条の四第一項又は旧震災特例法第四条第二項
第五十四条第一項第一号	この法律	この法律、旧震災特例法
第五十四条第一項第四号	若しくは第五項	、同条第五項（旧震災特例法附則第三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

附則第三条第四項中「、この法律は」及び「の規定にかかわらず、同項」を削り、「その効力を有する」を「従前の例による」に改める。

（裁判官の配偶者同行休業に関する法律の一部改正）

第五十九条　裁判官の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に改める。

第五章　外務省関係

（独立行政法人国際協力機構法の一部改正）

第六十条　独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第三条の二　機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第九条の見出し中「役員」を「副理事長及び理事」に改め、同条中「理事長及び」及び「及び監事」を削る。

第十六条中「第六号」を「第七号」に改める。

第二十八条第一項中「監事の意見を付して」を「監査報告を添付して」に改め、同条第二項中「監事の意見を記載した書面」を「監査報告」に改める。

第三十条第一項中「監事の意見を付し」を「監査報告を添付し」に改め、同条第四項中「監事の意見を記載した書面」を「監査報告」に改める。

第三十一条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に、「補てん」を「補塡」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とする。

第三十三条第一項中「第三十一条第五項」を「第三十一条第四項」に改める。

第四十二条第四項第二号中「第七号」を「第八号」に改める。

第四十三条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

（独立行政法人国際交流基金法の一部改正）

第六十一条　独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第三条の二　基金は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第九条を次のように改める。

（理事の任期）

第九条　理事の任期は、四年とする。

第十四条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十六条第一項中「第四号」を「第七号」に、「元本補てん」を「元本補塡」に改める。

第十九条中「、主務省」及び「、外務省」を削る。

第六章　財務省関係

（国家公務員宿舎法の一部改正）

第六十二条　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号ロ中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。